

★裏面を必ずお読みください。

転出届（郵送用）

京丹波町長 へ

令和 年 月 日

(転出証明書送付先) 届出人	氏名 (署名または記名押印)	印
	転出者との関係	本人 ・ 旧住所の世帯主 ・ 旧住所の世帯員
	昼間の連絡先 (電話番号)	

異動年月日（転出の年月日）	令和 年 月 日
転出される方の中に、個人番号カードまたは住基カードをお持ちの方はいますか。	はい ・ いいえ * 「いいえ」を選択された場合、返信用封筒が必要です。
個人番号カードまたは住基カードをお持ちの方におたずねします。転入届の特例（裏面参照）を受けますか。	はい ・ いいえ * 「いいえ」を選択された場合、返信用封筒が必要です。

旧住所		旧世帯主氏名		
京都府船井郡京丹波町 番地 建物名等：				
新住所		新世帯主氏名		
都 道 府 県 建物名等：				
転出する人の氏名		生年月日	性別	旧世帯主との続柄
1	(フリガナ) -----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
2	(フリガナ) -----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
3	(フリガナ) -----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
4	(フリガナ) -----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	
5	(フリガナ) -----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女	

旧住所の世帯に、引き続き京丹波町にお住まいになる方がいる場合、その中で新しく世帯主になる方の氏名を記入してください。 * 世帯主が転出しない場合は、記入不要です。	(フリガナ) -----
--	-----------------

《郵送による転出の届出》

すでに町外へ引越しを済ませてしまい、窓口にお越しになれない場合、郵送で転出の届出をすることができます。以下の書類を送付してください。

◆転出届（郵送用）

届出人になることができるのは、本人または旧住所で同じ世帯の方です。内容の確認のために連絡する場合がありますので、平日昼間に連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

◆本人確認書類の写し

届出人の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険証など）のコピーを同封してください。

◆返信用封筒 *個人番号カードまたは住基カードをお持ちの方（転入届の特例を受けられる方）は不要です。

個人番号カードまたは住基カードをお持ちでない（転入届の特例を受けられない）場合、簡易書留郵便で、転出証明書を届出人に送付します。封筒に住所・氏名を記入の上、切手（普通郵便料金分＋簡易書留料金分）を貼り付けて同封してください。お急ぎの方は、速達料金分の切手も貼り付けてください。

【転入届の特例】

- ・転出される方が個人番号カードまたは住基カードをお持ちの場合、この転出届が受理された後、転出証明書の交付を受けることなく、カードを用いて転入手続きをすることができます。（転入届の特例）
- ・新しい住所に住み始めた日から14日以内または転出予定日から30日以内のいずれか早い日までに、個人番号カードまたは住基カードを持参して、新しい住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。その際、カードの暗証番号を入力する必要があります。
- ・届出期間内に転入届が出来なかった場合や暗証番号に誤りがあった場合、再度転出証明書をを用いて転入届出をしなければならないことがありますのでご注意ください。

【お問い合わせ・送付先】

京丹波町役場 住民課戸籍住民係 電話番号 0771-82-3803
〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

京丹波町瑞穂支所 戸籍住民担当 電話番号 0771-86-0150
〒622-0392 京都府船井郡京丹波町和田田中6番地1

京丹波町和知支所 戸籍住民担当 電話番号 0771-84-0200
〒629-1192 京都府船井郡京丹波町本庄ウエ16番地